# 農業担い手対策に関する行政評価・監視の局長通知に伴う改善措置状況(その後)の概要

#### [調査の実施時期等]

1 実施時期 平成12年8月~平成13年7月

2 調査対象機関 農林水産省、道県(8)及び市町(34)

〔通知日及び通知先〕 平成13年7月11日、農林水産省に対し局長通知

[ 回 答 年 月 日 ] 平成14年3月14日 [その後の改善措置状況 平成15年10月9日

に係る回答年月日1

#### 〔調査の背景事情等〕

総務省は、平成8年1月、「農業担い手対策に関する行政評価・監視」の結果に基づき、法人化推進のための指導・支援の充実、経営規模拡大のための農用 地の集積等について、農林水産省に対し勧告

我が国の農業労働力についてみると、基幹的農業従事者は、平成12年には240万人と5年に比べ30万2,000人(11パーセント)減少、また、基幹的農業 従事者の51.2パーセントが高齢者となっており、農業の担い手の育成・確保や担い手への農用地集積の促進が重要な課題

この調査は、勧告で指摘した事項に関する改善措置状況を中心に調査し、一層の改善を求めることにより農業の担い手対策の推進を図る観点から実施

#### キな 通知事項

#### 1 農業経営の法人化の推進

農林水産省は、農業法人育成支援活動のための補助事業の効果を確保し、 農業経営の法人化及び法人経営の体質強化を更に推進する観点から、以下の 事項について、都道府県に対し徹底させるための措置を講ずる必要がある。

都道府県は、法人化志向農業者等の実態を把握するため、「農業経営基盤強化促進対策事業実施要綱」(平成7年4月1日付け7構改B第455号農林水産事務次官通達)の趣旨を踏まえて法人化志向農業者等の実態調査を適切に実施すること。

また、その調査結果について適切な分析を行い、法人化志向農業者 等名簿等の基礎資料を作成するとともに、市町村等他の法人育成指導 機関に対しても当該資料を提供し、法人設立指導の活用に供すること。

#### (説明)

法人化志向農業者等の実態調査が未実施あるいは調査結果が必ずし も活用されていない道県あり。

- ) 調査が未実施となっているもの(8道県中4道県)
- ) 調査結果が活用されていないもの(調査実施4県中3県)

都道府県は、法人育成推進重点地区活動の対象となる市町村の選定 に当たって、法人化志向農業者等の実態調査の結果、市町村の意向等 を踏まえるとともに、法人育成推進重点地区活動を推進すること。

また、都道府県は、同活動の対象となる市町村の選定後においては、 市町村及び関係機関との連携を図り、法人化のための推進方策及び関係機関・団体との役割分担を具体的に検討するなど、より実効の上が るような同活動の展開を図ること。

#### 関係府省が講じた改善措置状況

: 「回答」時に確認した改善措置

「その後の回答」時に確認した改善措置状況

「農業法人育成支援事業の適正な実施について」(平成13年9月4日付け13経営第2984号農林水産省経営局経営政策課長通知。以下「経営政策課長通知」という。)により、)法人化志向農業者等の実態調査を必ず実施すること、)その調査結果については、適切な分析を行い、基礎資料を作成すること、)市町村等他の法人育成指導機関に対して当該資料を提供し、設立指導の活用に供することについて、都道府県を指導

さらに、地方農政局経営課長等会議(平成13年10月24日)及び平成13年度法人化推進現地検討会(平成13年10月31日から11月2日まで)において同通知の内容について周知徹底

「農業担い手対策に関する行政評価・監視結果に基づく通知(平成13年7月)」(以下「局長通知」という。)以降、農業法人育成支援事業を実施したすべての都道府県(47都道府県)において、法人化志向農業者等の実態調査の実施、又は既存調査結果の活用により、法人化志向農業者等の実態把握を実施

また、法人化志向農業者等の実態を調査していないとの指摘のあった道県も実態調 香等を実施

経営政策課長通知により、法人育成推進重点地区活動の実施に当たっては、当該活動がより実効の上がるものとなるよう、 )法人化志向農業者等の実態調査結果、市町村の意向等を踏まえた対象市町村の選定、

)対象市町村の選定後の当該市町村への文書通知及び関係機関への周知の徹底、 )市町村及び関係機関との連携を図り、法人化のための推進方策及び関係機関・団体との役割分担に関する具体的な現地検討の徹底について、都道府県を指導

さらに、地方農政局経営課長等会議(平成13年10月24日)等において 同通知の内容について周知徹底

#### 主な通知事項

# (説明)

法人化志向農業者等の実態調査を実施せず又は市町村の意向を考慮 せずに対象市町村を選定、現地検討会未開催、市町村との連携不十分等 の状況

このため、関係機関の役割分担及び法人育成のための具体的方策の検討に至っていない道県(8道県中5県)あり。

指定農業団体は、法人化研修会の参加者等法人化に意欲があると 認められる者に対し、法人設立指導の申請の働き掛けを行う等法人設 立指導に積極的に取り組むこと。

また、指定農業団体は、個別の経営体に対して法人設立指導を実施する場合には、法人化計画書を作成した上で適正な指導を行うとともに、市町村経営改善支援センター等他機関との連携を図り、効果的な法人設立指導を行うこと。

### (説明)

法人設立指導を適正かつ効果的に実施していない指定農業団体あり。

- ) 法人設立指導の実績が過去3年間全くないもの(8団体中1団体)
- ) 実施要領に定める法人化計画書未作成あるいは同計画書に記載すべき事項が未記載のまま法人設立指導を実施しているもの等 (7団体中5団体)

#### 関係府省が講じた改善措置状況

局長通知以降、法人育成推進重点地区活動対象市町村として市町村の意 向等を踏まえて187市町村が選定され、法人育成推進重点地区活動を実施

また、法人育成推進重点地区活動についての関係機関による取組が不十分との指摘のあった道県も、市町村の志向等を踏まえて対象市町村を選定するなど、適切な法人 育成推進重点地区の選定及び活動を実施

経営政策課長通知により、指定農業団体が実施する法人の設立指導の積極的な取組及び効果的な実施のため、 )法人化研修会の参加者等法人化に意欲があると認められる者に対する申請の働き掛け、 )法人設立指導を個別の経営体に実施する場合は、法人化計画書の作成とこれに基づく適正な助言・指導の実施、他機関との連携の徹底、 )法人化計画書及び法人の設立に向けた指導・助言の詳細な記録、その活用による効率的な指導の実施について、都道府県を指導

さらに、地方農政局経営課長等会議(平成13年10月24日)等において、 同通知の内容について周知徹底

指定農業団体が実施する法人の設立指導については、経営政策課長通知の趣旨を踏まえて、積極的、効果的に実施するよう、農業経営総合対策担当者会議(平成14年4月16日)等において指導

この結果、指定農業団体による法人設立指導は、法人化計画書を作成するなどにより積極的に実施

また、法人設立指導が適正かつ効果的に実施されていないとの指摘のあった団体も、法人化志向農業者に対し法人化計画書等を作成した上での適正な法人設立指導を実施

指定農業団体は、法人経営研修会の参加者等経営改善に意欲があると認められる者に対し、法人経営指導の申請の働き掛けを行う等経営改善指導に積極的に取り組むこと。

また、指定農業団体は、個別の経営体に対して法人経営指導を実施する場合には、経営診断書を作成した上で適正な経営指導及び稲作以外の営農類型にも対応した経営診断を実施するとともに、県農業改良改善普及センター、県畜産会等他機関との連携を図り、効果的な経営指導を行うこと。

#### (説明)

法人経営指導を適正かつ効果的に実施していない指定農業団体あり。

- ) 法人経営指導の実績が過去3年間全くないもの(8団体中1団体)
- ) 実施要領に定める経営診断書を作成せずに経営診断を実施している もの、稲作以外の営農類型に対応した的確な経営診断を実施していない もの等(7団体中3団体)

## 2 農業担い手への農用地の集積の促進

農林水産省は、農地保有の合理化を図るための補助事業の効果を確保し、認定農業者等農業担い手への農用地の集積を促進する観点から、以下の事項について、都道府県を通じて徹底させるための措置を講ずるとともに、あっせん事業について、中核的担い手である認定農業者を優先する取扱方針を明確に示す必要がある。

都道府県及び市町村は、策定後5年を経過し見直されていない基本 方針又は基本構想について、営農類型別の農業経営の規模等を勘案した上で見直し、新たな目標年次と目標値を設定すること。 経営政策課長通知により、指定農業団体が実施する法人の経営指導の積極的な取組及び効果的な実施のため、 )法人経営研修会の参加者等経営改善に意欲があると認められる者に対する申請の働き掛け、 )法人経営指導を個別の経営体に実施する場合は、経営診断書の作成と稲作以外の営農類型にも対応した適正な助言・指導の実施、他機関との連携の徹底、 )経営診断書及び法人の経営体質の強化に向けた指導・助言の詳細な記録、その活用による効率的な指導の実施について、都道府県を指導

さらに、地方農政局経営課長等会議(平成13年10月24日)等において、 同通知の内容について周知徹底

指定農業団体が実施する法人経営指導については、経営政策課長通知の趣旨を踏まえて積極的、効果的に実施するよう、農業経営総合対策担当者会議(平成14年4月16日)等において指導

この結果、指定農業団体による法人経営指導は、経営診断書を作成するなどにより積極的に実施

また、法人経営指導が適正かつ効果的に実施されていないとの指摘のあった団体 も、個別の経営体に対し経営診断書を作成した上での適正な法人経営指導を実施

「農地利用集積特別対策の適正な実施等について」(平成13年8月13日付け農林水産省経営局経営政策課・構造改善課関係課長補佐名事務連絡。以下「農地利用集積関係事務連絡」という。)により、基本方針及び基本構想の見直しが未済の都道府県及び市町村について、早期の見直しを実施するよう、都道府県を指導

#### 主な通知事項

# (説明)

基本方針及び基本構想策定後5年以上が経過し、中には農用地の利用集積目標が既に達成されていて、新たな目標の設定が必要とみられるものがあるにもかかわらず、その目標値の見直しが行われていないもの(8道県及び34市町中2道県14市町)あり。

農業委員会は、)農用地等の売買等のあっせんを積極的に実施し、あっせん事業の活性化を図るなど、農業担い手への農用地等の利用集積の促進を図ること、)あっせん基準面積について、当該地域における農家の平均経営面積を踏まえて的確に見直すとともに、あっせん目標面積については、市町村農振計画の経営目標面積と基本構想に定める経営規模との整合を図ること、)あっせん事業を行うに際して、あっせん譲受け等候補者名簿の作成及びあっせんの相手方の選定を適切に行うこと。

#### (説明)

あっせん事業においてあっせんの相手方として認定農業者を優先する取扱方針が示されていないため、農業委員会の中には、あっせんによる農用地等の集積実績がないものや認定農業者への農用地の集積が低調なものあり。

- ) 平成 10 年度及び 11 年度の2年間において、あっせんによる農用 地等の権利移動の実績が全くないもの(34 農業委員会中14 農業委 員会)
- ) 平成 10 年度及び 11 年度の認定農業者への農用地等の集積状況を みると、売買又は賃貸借のあっせん実績がある 20 農業委員会の中に は、認定農業者への集積面積の割合が 80 パーセント以上のものが 5

#### 関係府省が講じた改善措置状況

さらに、地方農政局構造改善課長等会議(平成 13 年 10 月 18 日)に おいて、同通知の内容等について周知徹底

基本方針及び基本構想の見直しの実施については、地方農政局等農業経営総合対策担当者会議(平成14年4月17日)において、再度、農地利用 集積関係事務連絡の趣旨を周知徹底

この結果、全国で平成13年6月時点で、5年以上見直しが実施されていない基本方針、基本構想がそれぞれ5件、1,136件あったものが、15年3月末時点では1件、230件に減少

「農地移動適正化あっせん事業実施要領」(昭和45年1月12日付け44 農地B第3712号農林事務次官依命通知)を一部改正し、農用地等の売買 等のあっせんの相手方として、認定農業者を優先する取扱方針を明示

また、地方農政局構造改善課長等会議(平成13年10月18日)において、 局長通知の指摘の内容を踏まえ、農業担い手への農用地等の利用集積の 促進を図るよう、周知徹底

「農地移動適正化あっせん事業及び農地保有合理化事業の適正かつ効果的実施について」(平成13年9月6日付け13経営第3053号農林水産省経営局構造改善課長通知。以下「構造改善課長通知」という。)により、あっせん基準面積及びあっせん目標面積を地域の経営規模拡大の状況等を踏まえて適宜見直すとともに、あっせん事業を適正かつ効果的に実施するよう、都道府県を指導

さらに、地方農政局構造改善課長等会議(平成 13 年 10 月 18 日)に おいて、同通知の内容等について周知徹底

地方農政局等農地流動化関係担当者会議(平成14年4月17日)において、局長通知の指摘の内容を踏まえ、農業担い手への農用地等の利用集積の促進を図るよう、再度周知徹底

あっせん基準面積等の見直し等については、地方農政局等農地流動化 関係担当者会議(平成14年4月17日)において、事業を実施するすべて の地区において早期に完了するよう指導

#### 主な通知事項

農業委員会ある一方で、10パーセント未満のものが10農業委員会 ) あっせん基準面積等の見直しが必要なものが4農業委員会

農地保有合理化法人は、 ) 当該法人が担う役割等を踏まえ、売渡し又は貸付けの相手方の選定の的確な実施を通じて、認定農業者等中核的担い手への農用地等の利用集積の促進を図り、農地保有合理化事業をより効果的に実施すること、 )事業規程における農地保有合理化基準面積について、当該地域における農家の平均経営面積を踏まえて的確に見直すこと。

#### (説明)

農地保有合理化事業において、農用地等の売渡し等は認定農業者を優先して行うこととされているが、そのとおりに実施しておらず、認定農業者への農用地の集積が低調なものあり。

- ・ 平成 10 年度及び 11 年度の 2 年間において、抽出 21 農地保有合理 化法人中、売渡し又は貸付けによる認定農業者への集積面積の割合が 80 パーセント以上のものが 5 法人ある一方で、40 パーセント未満の ものが 10 法人
- ・ 農地保有合理化基準面積の見直しが必要なものが3法人

市町村は、農地流動化を促進するための推進員を活用した事業を実施するに当たって、推進員の活動内容の的確な把握・確認等の推進員による活動の実効を上げるために必要な措置を講ずること。

## (説明)

農用地利用調整特別事業による活動実績が不透明なものあり。

#### 関係府省が講じた改善措置状況

この結果、事業を実施している農業委員会(2,965委員会)のうちあっせん基準面積及びあっせん目標面積の見直しが完了しているものが、平成13年度末現在、それぞれ39.3パーセント(1,164委員会)、39.0パーセント(1,155委員会)であったものが、14年度末現在、75.9パーセント(2,251委員会)、75.6パーセント(2,242委員会)に改善

構造改善課長通知により、売渡し又は貸付けの相手方の的確な選定を通じ、認定農業者等への農用地等の利用集積の促進を図るなど、農地保有合理化事業について、適正かつ効果的に実施するとともに、事業規程における基準面積を地域の経営状況等を踏まえて適宜見直すよう、都道府県を指道

さらに、地方農政局構造改善課長等会議(平成13年10月18日)において、同通知の内容等について周知徹底

認定農業者等への農用地等の利用集積の推進、基準面積等の見直し等については、地方農政局等農地流動化関係担当者会議(平成14年4月17日)において、構造改善課長通知の趣旨、内容等を再度周知徹底

この結果、事業を実施している合理化法人(590法人)のうち基準面積及び目標面積の見直しが完了しているものが、平成13年度末現在、25.6パーセント(151法人)であったものが、14年度末現在、49.5パーセント(292法人)に増加

農地利用集積関係事務連絡により、市町村が、総合調整員、調査員及び集積促進員の活動内容の的確な把握及び確認に努めることによりこれらの者の活動の実効を上げるよう、都道府県を指導

さらに、地方農政局構造改善課長等会議(平成13年10月18日)において、同通知の内容等について周知徹底

集積促進員(農地流動化推進員)の配置については、平成14年度より、

#### キな 通知事項

- )推進員から活動実績報告書を提出させていないため、推進員の活動の 実態が不明となっているもの (34 市町中 17 市町)
- ) みるべき実績を上げていないにもかかわらず、道県に対する事業実績報告には農業者の営農実態・意向調査等を実施したこととしているもの(34市町中3市町)

# 3 農用地の集積等に係る補助事業の取扱いの明確化

農林水産省は、補助事業費の取扱いの明確化を図ることにより、その適正な執行を確保する観点から、補助事業費の取扱いについて、補助金交付要綱等に基づく具体的な取扱方針を補助事業者に明確に示すとともに、その方針に基づく指導の徹底を図るなど、必要な措置を講じること。

#### (説明)

- ) 土地利用調整推進事業については、農林水産省が、平成12年2月に当該事業の施行に伴い必要となる給料・賃金、報償費、旅費、需用費等についての補助対象外費用の例を初めて示したが、一部について、不明確な点あり。
- ) 農地保有合理化事業及び農地利用集積実践事業については、各費目ごと に補助金の使途の範囲を明確にしていない。
- ) 農用地の集積等に係る補助事業の執行状況については、補助事業者における補助対象費用の取扱いについて区々となっている実態

#### 関係府省が講じた改善措置状況

全市町村を対象としてではなく、基盤整備を実施した地域等を対象に、地区を限定して担い手集積活動員を配置して濃密な農地利用調整活動が行えるよう、また、担い手集積活動員については、活動記録の作成を義務付けるよう「農業経営総合対策実施要領の制定について」(平成14年3月29日付け13経営第6627号農林水産事務次官依命通知)等により通知

農用地の集積等に係る補助事業費の取扱いの明確化を図るため、

土地利用調整推進事業について、「土地利用調整推進事業の適正な 実施について」(平成13年7月16日付け13農振第 631号農村振興局整 備部農地整備課長通知。以下「農地整備課長通知」という。)により、 同事業に係る補助対象及び補助対象外事例をより明確化

また、平成13年9月から10月にかけて実施した、全国を対象とした 平成13年度事業実施状況等に係るヒアリングの際に、事業の適正な実 施について周知徹底

農地保有合理化事業等について、「農地保有合理化事業及び農地利用集積実践事業の適正な実施について」(平成13年8月13日付け13経営第2515号農林水産省経営局構造改善課長通知)により両事業に係る補助対象及び補助対象外事例を明確化。また、農地利用集積関係事務連絡により、補助金交付申請時等における厳正な審査の実施等について都道府県等を指導

さらに、地方農政局構造改善課長等会議(平成 13 年 10 月 18 日)において、同通知の内容等について再度周知徹底

農用地の集積等に係る補助事業費の取扱いの明確化を図るため、

平成14年度担い手ソフト事業担当者会議(平成14年5月16日)及び 14年度事業実施状況等に係る局別ヒアリング(平成14年8月から10月に かけて実施)等において、地方農政局等の担当者に対し、農地整備課長 通知の趣旨を周知し、補助金等の適正な執行を確保し、審査を厳正かつ 的確に実施するよう指導

「農地流動化地域総合推進事業及び利用集積緊急推進事業の適正な実施について」(平成14年4月22日付け14経営第275号農林水産省経営局

主な通知事項	関係府省が講じた改善措置状況
	構造改善課長通知)により、農地流動化地域総合推進事業等の適正な実
	施が図られるよう、平成14年度における両事業に係る補助対象及び補助
	対象外事例を明確にするとともに、地方農政局等農地流動化関係担当
	者会議(平成14年4月17日)において、再度周知徹底